住宅リフォーム費用の補助

建築基準法に基づく確認済証の交付を受けた一戸建て住宅または兼用住宅が対象です。なお、工事着手前の申請が必要で、予算の範囲内での補助となります。

▼町内業者が施工する個人住宅のリフォームに要する費用が10万円以上の工事

▼対象となるリフォーム工事費用の2分の1以内の金額を補助（補助の上限は10万円）

▼外構、設備、物品購入等の住宅以外の工事等は該当になりません。

※補助対象要件等、詳細は町ホームページをご覧いただくか、まちづくり整備課までお問い合わせください。

道路に隣接する所有地の樹木・生垣の適正管理をお願いします

民地の樹木が倒れると、道路が通行止めになるなどの交通障害が発生し、危険な状態になります。

枯れ木はもちろん、一見丈夫そうな樹木でも生茂った枝葉の重さで風雨に耐えられず、突如、根元から倒れてしまうケースもあります。

宅地の生垣なども道路に伸びていると通行の妨げになり、特に通学路などの場合は危険です。車道の場合は高さ4・5m、歩道の場合は高さ2・5mの空間に樹木等が入らないようにしてください。

道路に隣接する所有地に、樹木や生垣をお持ちの方は、適切な維持管理をするようお願いします。

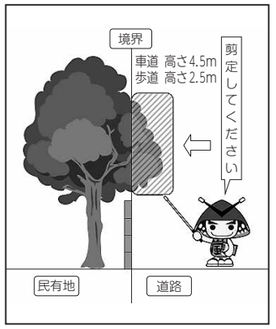

上下水道課からのお知らせ

問 TEL0493-62-0728

水道の漏水にご注意ください

▼夜、水の音がする

▼排水のほかに水が出ている

▼壁、地面に常に濡れている所がある

▼水道使用量が顕著に増えた

このようなときは、地下や床下等で漏水している可能性があります。翌検針日まで約2か月間あるため、漏水の発見が遅れるほど指針は増加し料金も高額になってしまいます。

漏水の確認方法

家中の蛇口を全部閉め、水道メーターのパイロット（写真参考：銀色の羽車）が回転しているか確認し、少しでも回転していれば漏水です。

■水道メーター

漏水修理について

ご自身で町指定の給水装置工事事業者に直接連絡し、修理を依頼してください。**（修理費用は自己負担）**

水道メーターから水道蛇口等までの間で漏水がある場合、給水装置の管理はご自身が行なうため、その漏水水量分も水道料金に反映されます。

水道料金の軽減制度

宅地内漏水での負担軽減を目的として、水道料金の軽減制度があります。

▼軽減となるのは、漏水水量分にかかる水道料金の一部です。全額が軽減になるわけではありません。

▼この制度を受けることができるのは、同一給水装置所在地で同一箇所において年度内に一度限りです。

▼漏水箇所によっては軽減されない場合もあります。

軽減の対象となる漏水

発見困難な地下等での漏水

軽減の対象とならない漏水

▼事実が容易に確認でき、かつ事実を知りながら放置した漏水

▼同一年度内に水道料金の軽減措置を受けた使用者の同一給水装置所在地で同一箇所の漏水

▼町指定の給水装置工事事業者でない業者が修理した漏水

軽減の対象期間

漏水していた期間のうち、原則漏水修繕を実施した直近1定期検針分について軽減対象とします。

軽減となる水道料金の算出

軽減対象期間に漏水したと思われる水量の1／2相当分の水道料金

軽減申請書の提出

申請用紙は上下水道課及び町ホームページに掲載しています。修繕を行った嵐山町指定給水装置工事事業者に証明を受け提出してください。

軽減決定の通知

申請書受領後、調査の結果軽減を決定した場合、通知は給水装置使用者あてに送付します。

有効期間満了の水道メーターの交換

皆さまのご家庭で使用されている水道メーターは、計量法に基づき8年以内に計画的に交換しています。

メーター交換作業に際し、対象者の方へ事前に「水道メーターの交換のお知らせ」をハガキにて郵送しております。交換作業は町が依頼している業者が行います（お知らせに記載されています）。メーターボックス周りに物を置かないなどご協力をお願いします。

交換作業実施に伴い一時的に断水状態となり、再度給水時には濁り水が出る場合があります。透明度を確認してからご使用ください。

ご不在の場合でも交換させていただくことがあります。ご了承ください。

※町の委託業者が行うメーターの交換作業で、**交換費用を請求することは一切ありません。**

水道料金のお支払いは便利な口座振替制度を

水道料金は左記の金融機関から口座振替でお支払いができます。ぜひご利用ください。

口座振替取扱金融機関

・埼玉縣信用金庫

・埼玉りそな銀行　※1

・りそな銀行　※2

・埼玉中央農業協同組合

・ゆうちょ銀行

・武蔵野銀行

申込みに必要なもの

・口座振替取扱金融機関の通帳

・口座振替取扱金融機関の通帳の届出印

・お持ちの方は、水道料金の納付書（水道事業のお客様番号が記載されています）。

申込方法

口座振替取扱金融機関の窓口にて口座振替依頼書（ゆうちょ銀行の場合は、自動払込利用申込書）に捺印及び、必要事項を記入し、金融機関窓口へご提出ください。

※1役場上下水道課窓口では、口座振替に関するお手続きはできません。**（埼玉りそな銀行、りそな銀行除く）**

※2埼玉りそな銀行嵐山出張所の移転に伴い、**埼玉りそな銀行、りそな銀行ご利用の口座振替に限り**役場上下水道課窓口にてお預かりします。

次回の納期分から口座振替になりますが、提出日等により遅れる場合もありますのでご了承ください。

なお、水道料金を口座振替にてお支払いいただいた場合、領収書は発行されませんのでご了承ください。

下水道接続のお願い

町ではきれいな川や海を未来へ受け継ぎ、持続可能な社会の実現を目指して、公共下水道の整備を行っています。

下水道を利用できる区域にお住まいで、下水道をご利用いただいていない方については、ぜひ下水道への接続をご検討ください。

浄化槽をご使用の皆さまへ

浄化槽は適正な維持管理によって、本来の機能を正常に保ち、汚水を適切に処理することができます。

浄化槽を使用する場合は、浄化槽法で「保守点検」「清掃」「法定検査」の3つを行うことが義務付けられています。

①**保守点検**　浄化槽の運転状況の点検や調整、修理、消毒薬の補充等（年3回以上）

②**清掃**　浄化槽内にたまった汚泥の抜き取りなど（年1回以上）

③**法定検査**（定期水質検査）　保守点検清掃が適正に行われているか、放流水の水質は良好であるかなどの検査（年1回）

この3つの維持管理は、浄化槽を使用している方が清掃業者等にそれぞれ依頼（委託）しなければなりません。

浄化槽の機能が十分に発揮されるよう適正な維持管理をお願いします。

※町管理型浄化槽をご利用の方については維持管理を町で行っています。

検査申込先・問合せ

（一社）埼玉県環境検査研究協会

TEL048-649-5151

上下水道課　下水道担当

TEL0493-62-0728

教育委員会事務局からのお知らせ

問 TEL0493-62-0823（教育総務担当）

問 TEL0493-62-0824（生涯学習担当）

学校給食に関するお願い

学校給食費の納入について

「学校給食」は、子供たちにとってバランス良く栄養を摂取するために欠かせない存在であると共に、食材の生産者、調理師、栄養教諭等多くの方が携わって成り立ち、町立小・中学校と幼稚園に提供しています。

学校給食がおいしく安全・安心であるためには、保護者の皆さんから給食費が適切に納入されることが必要不可欠です。公平性を保つためにも、ご理解、ご協力をお願いします。